


一般廃棄物処理業許可証

住 所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	許可年月日	許可番号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。 (2) 搬入先は、下記2のとおりとする。 (3) 食品廃棄物は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり、同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。 (4) その他市長の指示に従うこと。
京都市伏見区南寝小屋町91番地	令和5年12月19日	一廃第120号	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	京都市長 門川 大作 		2 搬入先 ① 木材開発株式会社 京都工場 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2 ② 京都有機質資源株式会社 長岡工場 京都府長岡京市神足落述1番地
安田産業株式会社 代表取締役 安田 奉春	京都市長 門川 大作		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			3 許可の取消し又は業務の停止 法、条例又は許可条件に違反する行為等をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。
取扱廃棄物の種類 ①木くず ②食品廃棄物			
作業区分 収 集 ・ 運 搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効期限 令和7年12月18日			
許可の更新又は変更の状況 平成15年12月19日 新規許可 令和5年12月19日 更新許可 平成17年12月19日 更新許可 平成19年12月19日 更新許可 平成21年12月19日 更新許可 平成23年12月19日 更新許可 平成25年12月19日 更新許可 平成27年12月19日 更新許可 平成30年 1月15日 更新許可 令和 元年12月19日 更新許可 令和 3年12月19日 更新許可 令和 5年 4月 1日 許可証書換え (許可条件等)			